

社会福祉法人 福角会
福角会ホームヘルプサービス事業所 運営規程
(移動支援事業)

(事業の目的)

第1条 この規程は社会福祉法人福角会が設置する福角会ホームヘルプサービス事業所（以下「事業所」という。）において実施する移動支援事業（地域生活支援事業）（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業の円滑な運営管理を図るとともに、利用者及び障害児及び障害児の保護者（以下「利用者等」という。）の意思及び人格を尊重し、利用者等の立場に立った適切なサービスの提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所が実施する事業は、利用者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、外出時における移動中の介護を適切かつ効果的に行うものとする。
- 2 事業の実施にあたっては、利用者等の必要な時に必要な事業の提供ができるように努めるものとする。
- 3 事業の実施にあたっては、地域との結びつきを重視し、利用者等の所在する市町、他の指定障害福祉サービス事業者、その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 4 前三項のほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）及び松山市移動支援事業実施要綱等に規定する内容のほかその他関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一. 名 称 福角会ホームヘルプサービス事業所
- 二. 所在地 愛媛県松山市内宮町2007番地5

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一. 管理者〈1名「常勤」〉

管理者は、事業所のサービス提供責任者及び従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

二. サービス提供責任者 2名以上〈うち1名以上は常勤〉

ただし、業務の状況により、増員することができるものとする。

サービス提供責任者は、事業所に対する移動支援サービスの利用申し込みに係る調整、事業所の従業者等に対する技術指導を行うほか、移動支援計画等を作成し、利用者等及びその同居家族にその内容を説明する。

三. サービス提供職員 2名以上

ただし、業務の状況により、増員できるものとする。

サービス提供職員は、移動支援計画等に基づき移動支援サービスの提供にあたる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする

一. 営業日 日曜日から土曜日

ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く。

二. 営業時間 午前8時30分から午後5時30分とする。

三. サービス提供時間 午前8時30分から午後5時30分とする。

四. 上記の営業日・営業時間のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

(主たる対象者)

第6条 事業所は、主たる対象者を以下のとおりとする。

一. 知的障害者

二. 知的障害児

三. 身体障害者

四. 身体障害児

五. 精神障害者

六. 精神障害児

(障害福祉サービスの内容)

第7条 本事業所で行う障害福祉サービスの内容は次のとおりとする。

一. 移動支援計画の作成

二. 移動支援

外出時における移動の支援等外出時の付き添いに関すること。

(支給決定を受けた障害者または障害児の保護者から受領する費用の額等)

第8条 事業所は、移動支援サービスを提供した際は、支給決定を受けた障害者又は障害児の保護

者（以下、「支給決定障害者等」という。）から、市町が定める利用者負担上限月額の範囲内において利用者負担額の支払いを受けるものとする。

2 事業所は、法定代理受領を行わない移動支援サービスを提供した際は、支給決定障害者等から前項に掲げる利用負担額のほか、厚生労働省が定める費用の額の支払いを受けるものとする。

3 事業所は、前二項に支払いを受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域において障害福祉サービスを行う場合は、それに要した交通費の実費の支払いを利用者から徴収することができる。

なお、自動車を使用する場合の交通費は、通常の事業の実施地域を越えた地点から片道 1 キロメートル当たり 50 円とする。

4 事業所は、サービス利用中における体調不良等により、利用者または家族等の希望により緊急止むを得ず救急対応を行う場合は、実費の支払いを利用者から徴収することができる。

5 移動支援サービスの利用の中止についての申し入れがなかった場合には、次のとおりキャンセル料の支払いを受けることができるものとする。ただし、体調や容体の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は不要とする。

(1) サービス提供予定日の前日までに連絡を受けた場合 無料

(2) サービス提供予定日の前日までに連絡を受けなかった場合 ホームヘルパーの時給相当額

6 事業所は、前四項及び五項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者等に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者等の同意を得なければならない。

7 第 1 項から第 6 項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収書を支給決定障害者等に対して交付するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第 9 条 通常の事業の実施地域は、松山市（島嶼部を除く）とする。

(緊急時等における対応方法)

第 10 条 事業所の従業者は、移動支援サービスの提供を行っているときに、利用者等に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医又はかかりつけの医療機関に連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者及びサービス提供責任者に報告する。主治医やかかりつけの医療機関への連絡が困難な場合や、緊急を要する場合には、救急医療機関への搬送等必要な措置を講ずるものとする。

(苦情解決)

第 11 条 提供した移動支援サービスに関する利用者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

2 事業所は、提供した指定居宅介護に関し、法第 48 条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求めまた当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者等からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、社会福祉法（昭和 26 年 3 月 29 日法律第 45 号）第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により行う調査又はあつせんのできる限り協力するものとする。

（虐待の防止について）

第 12 条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のために、「障害者虐待防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 23 年法律第 79 号）」を遵守するとともに、次の措置を講ずる。

- （1）虐待防止に関する責任者の選定及び設置
- （2）成年後見制度の利用支援
- （3）苦情解決体制の整備
- （4）職員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- （5）虐待防止に関する委員会は権利擁護委員会等をこれにあてる。

（身体拘束の禁止）

第 13 条 事業所は移動支援サービスの提供にあたっては、利用者の身体拘束は行わない。万一、利用者又は他の利用者、職員等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合には「身体拘束に関する説明書」に利用者・家族の同意を受けた時のみ、その条件と期間内にて身体拘束等を行うことができるものとする。

2 事業所は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録することとする。

3 事業所は身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、職員等に周知徹底を図ることとする。

4 身体拘束等の適正化のための指針については、社会福祉法人福角会人権侵害防止規程に記載の通りとする。

5 職員に対して、身体拘束等の適正化のための研修会を定期的の実施することとする。

(その他運営に関する重要事項)

第14条 事業所は、従業員の資質向上のための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

一．採用時研修…採用後1ヵ月以内

二．継続研修…年1回

2 従事者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者等又はその家族等の秘密をもらしてはならない。

3 従事者であった者に、業務上知り得た利用者等又はその家族等の秘密を保持するため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容に含むものとする。

4 事業所は、従業員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。

5 事業所は、利用者等に対する指定居宅介護の提供に関する諸記録を整備し、当該指定居宅介護を提供した日から5年間保存する。

6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人福角会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

この規定は、第4条第3項を平成28年4月1日より一部改正する。

この規定は、第3条の2項を平成28年11月1日より一部改正する。

この規定は、第4条の2項・3項を平成29年4月1日より一部改正する。

この運営規定は、第4条の第3項を変更、第8条の第4項を追加、第4項を第5項に変更、第5項を第6項に変更、第6項を第7項に変更し平成31年4月1日より一部改正する。

この規定は、第4条第3項を令和2年4月1日より一部改正する。

この規定は、第13条を追加、第4条第2項・第3項を令和3年4月1日より一部改正する。

この規定は、第4条の第3項を変更、第12条を変更、第13条の第3項・第4項・第5項を追加し令和4年4月1日より一部改正する。

この運営規定は、第4条の第2項・第3項を変更し令和5年4月1日より一部改正する。

この運営規定は、第4条の第2項・第3項を変更し令和7年4月1日より一部改正する。